

## スキル・ラボ室運営規約

### (設置)

#### 第1条

市立奈良病院にスキル・ラボ室を置く。

### (目的)

#### 第2条

市立奈良病院、および、JADECOM に所属する職員の「医療と医療安全の質」の向上を目的とする。

### (運営組織)

#### 第3条

スキル・ラボ室の運営は、室長・副室長及び室員にて行う。室長は臨床研修センター長、副室長は副看護部長とする。管理・運用に関する重要事項については、別にスキル・ラボ委員会（以下、委員会）で審議する。

### (業務)

#### 第4条

スキル・ラボ室の業務は、次のとおりとする。

- (1) スキル・ラボ室の利用管理
- (2) スキル・ラボ室の機材および備品管理
- (3) 利用対象者への広報活動
- (4) 委員会への管理、運用報告
- (5) 委員会が主催する講習会の協力
- (6) その他、スキル・ラボ室の管理、運用に必要な業務

### (事務)

#### 第5条

スキル・ラボ室の事務は、関係部署の協力を得て、室員が行う。

### (利用対象者)

#### 第6条

スキル・ラボ室の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市立奈良病院に所属する職員
- (2) 委員会が主催または共催する講習会に参加する者
- (3) その他、室長、もしくは、副室長により利用を許可された者

### (利用内容)

#### 第7条

スキル・ラボ室の利用内容は、次のとおりとする。

- (1) シミュレーション自己訓練
- (2) シミュレーション講習会
- (3) eLearning や動画・画像を用いてのグループ学習
- (4) その他、室長、もしくは、副室長により利用を許可された内容

### (利用時間等)

#### 第8条

スキル・ラボ室の利用時間等は別途定める「スキル・ラボ室利用規約」による。

### 附則

この規約は、平成26年8月1日から施行する。